

36協定版

提出前にまずチェック



監督署に提出いただく時間外・休日労働に関する協定届（いわゆる「36協定」）には必須の記載項目や提出時のルールが細かく決められています。

これらのルールに沿って提出されていない場合は、監督署の職員から細かく事情を確認させていただいたり、場合によっては当日受理ができずお返ししなければならなくなります。今般、出雲労基署に提出された36協定の不備事例を以下にまとめましたので、これを活用して提出書面の事前チェックにご協力いただきますようお願いいたします。

特に注意して確認してほしいこと



- 提出様式は最新のものでしょうか？**
→令和3年4月から提出様式が全面的に変更になっています。
- 様式のチェックボックスには全て✓を入れましたか？**
→時間外・休日労働を合わせて月100時間未満となることや労働者代表の適格性を労使で確認して記入する必要があります。
- 協定の有効期間、起算日は漏れなく記載しましたか？**
→いずれも必須の記載項目なので記載がないと受理できません。
- 労働者代表の職名や選出方法は記載しましたか？**
→必須の記載項目ではないですが、労働者代表の適格性が確認できない場合は受理できません。
- 協定の成立年月日は記載してありますか？**
→協定の成立時期が不明なものについて受理できない場合があります。

チェックポイント例

時間外労働 休日労働に関する協定届

労働保険番号	<input type="text"/>
法人番号	<input type="text"/>

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間	
		※提出単位は事業場(拠点)ごとなので注意！		※提出先は所在地を管轄する監督署に！ (電話番号: - -)			
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		
					1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで)
					法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数
① 下記②に該当しない労働者							
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者							
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 年 月 日 **←漏れなく記入する**

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名
氏名

← 役職がない場合は職種を記入

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（

← 「選挙」、「互選」、「信任」など選出方法を記入

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名
氏名

本届出を協定書とする場合には労使双方の署名押印が必要となります！

労働基準監督署長殿